

# 令和4年度

## 大田区私立幼稚園等園児保護者補助金パンフレット

### 補助金を受けられる方

以下の条件をすべて満たしている方

- ① 園児が私立幼稚園等（通園可能な範囲にある区外の園も対象）に在籍していること。
- ② 園児と同居する保護者が、大田区内に居住し、原則として、大田区に住民登録していること。
- ③ 施設等利用給付認定又は教育・保育給付認定を受けていること。
- ④ 保護者が、入園料・保育料・教材費・冷暖房費・特定負担額を納入済みであること。
- ⑤ 園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児であること。

満3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生で満3歳に達した園児
3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生の園児
4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生の園児
5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生の園児

### 補助金の種類

#### <入園料補助金> 110,000円（所得制限なし）

- \* 令和4年度に入園した園児に対し、1人1回限り
- \* 納付した入園料が110,000円に満たない場合は、納付した額を限度とします。
- \* 4月に大田区から転出される方は、入園料補助金の対象になりません。

#### <保育料給付・補助金> 33,700円～（上限月額）

- \* 園則に定められたもののうち、従来制度園は保育料・教材費・冷暖房費、新制度園は特定負担額が対象で、それぞれ納付額を限度とします。
- \* 補助金額は、特別区（市町村）民税額により算定します。（限度額はP.3参照）
- \* 月の途中で退園・転出した場合は退園日又は転出日のどちらか早い日、入園・転入したときは、入園日又は転入日のどちらか遅い日で、日割計算を行います。ただし、転入元又は転出先自治体との調整で日割計算を行わない場合もあります。

### 申請手続き等

#### Step.1 必要書類の確認

必要書類（P.2）の該当事由を確認し、対象になる方は、書類を準備する。

#### Step.2 申請書記入

「子育てのための施設等利用給付請求書兼私立幼稚園等園児保護者補助金申請書」及び「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第1号）※」を記入する。（P.5～7「申請書の記入方法」・「記入例」参照）  
※新制度園へ通園している場合は、記入不要です。

#### Step.3 提出

4月入園の方・・・通園している私立幼稚園等に提出する。  
途中入園の方・・・私立幼稚園等から証明印をもらい、大田区教育総務課（P.8参照）に郵送する。  
（最終提出期限：令和5年3月31日）

#### Step.4 支給

申請書に記入した振込先金融機関に給付・補助金を振込します。（振込時期はP.8参照）

## 必要書類

保育料給付額・補助金額は、令和4年4月から8月までは令和3年度、令和4年9月から令和5年3月までは令和4年度の特別区（市町村）民税額により算定します。下記①～④に該当する方は、申請書に加え、右欄に記載した書類を提出してください。

**提出のない場合は、「税未確認の世帯（X階層）」として補助金額を算定します。**

**【令和4年4月から8月分】\*進級園児で既に提出済の方は、提出の必要はありません。**

該当事由	提出していただく書類（コピー可）
① 令和3年（2021年）1月2日以降に転入した方	下記のいずれか ・令和3年度区市町村民税特別徴収税額の通知書（会社員の方）※ ・令和3年度区市町村民税納税通知書（確定申告された方）※ ・令和3年度所得・課税（非課税）証明書（全て記載されているもの） ※ <u>令和3年6月頃</u> に各区市町村の課税担当課より配布されています。
② 別居、単身赴任等している保護者がいる方	
③ 令和2年中（2020年中）に海外で収入があった方	・2020年1月1日から12月31日までの給与支払証明書 ※ 年の途中で転入された方は海外滞在期間分をご用意ください。 ※ 上記の書類は <u>日本語訳の添付</u> をお願いします。
④ 大使館員の方	勤務する大使館発行の下記の証明書をご提出ください。 ・大田区内の居住証明書 ・2020年1月1日から12月31日までの給与支払証明書

**【令和4年9月から令和5年3月分】**

該当事由	提出していただく書類（コピー可）
① 令和4年（2022年）1月2日以降に転入した方	下記のいずれか ・令和4年度区市町村民税特別徴収税額の通知書（会社員の方）※ ・令和4年度区市町村民税納税通知書（確定申告された方）※ ・令和4年度所得・課税（非課税）証明書（全て記載されているもの） ※ <u>令和4年6月以降</u> に各区市町村の課税担当課より配布されます。
② 別居、単身赴任等している保護者がいる方	
③ 令和3年中（2021年中）に海外で収入があった方	・2021年1月1日から12月31日までの給与支払証明書 ※ 年の途中で転入された方は海外滞在期間分をご用意ください。 ※ 上記の書類は <u>日本語訳の添付</u> をお願いします。
④ 大使館員の方	勤務する大使館発行の下記の証明書をご提出ください。 ・大田区内の居住証明書 ・2021年1月1日から12月31日までの給与支払証明書

### <税未確認世帯の方・税額変更があった方>

補助金の計算は、支給前の大田区が定めた時期に行います。この時期に税未申告だった場合（課税基準日に大田区外居住者で前住所地での税額通知書等を提出しなかった場合、令和2年から令和3年の間海外居住者で収入の分かる書類を提出しなかった場合を含む）、その時点で補助金額が確定となり、仮に後日、税未申告状態の解消や税額変更等がされても、すでに確定した補助金額の変更及び差額支給は行いません。

税務署への確定申告が不要の場合も必ず1月1日所在区市町村課税担当課へ住民税の申告をしてください。

## 届出の必要な事項

\* 次のようなときには届出が必要です。

届出事由	提出書類
幼稚園を退園するとき	退園・転出届
大田区を転出するとき	
幼稚園を転園するとき	旧園での退園・転出届と新園での申請書
氏名を変更したとき	変更届 (添付書類が必要な場合があります。)
婚姻・離婚等で世帯の状況が変わるとき (補助金額が変更になる場合がありますので、届出が必要です。)	
口座名義人・振込口座を変えるとき (金融機関の統廃合で口座が変わる場合も、届出が必要です。)	

※補助金申請用紙及び各種届出用紙は、各幼稚園のほか大田区ホームページから入手できます。

## 補助金の振込時期

\* 振込時期は遅れる場合があります。大田区ホームページにてお知らせします。

振込時期	補助金等の内訳
7月上旬頃	入園料
8月上旬頃	保育料・特定負担額(4月～6月分)
10月下旬頃	保育料・特定負担額(7月～8月分)
1月下旬頃	保育料・特定負担額(9月～12月分)、預かり保育料(4月～9月分)
5月上旬頃	保育料・特定負担額(1月～3月分)、預かり保育料(10月～3月分)、教材費等

## その他

- \* 転出・退園等で金融機関を変更する場合は、補助金支給月の前月中旬までに下記担当に届け出てください。卒園・退園する方は、口座解約は補助金が振り込まれたことを確認後にお願いします。
- \* 振込先の金融機関は個人情報のため、お問合せいただいても回答できません。申請の際にメモ書きしていただくことをお勧めします。

振込先メモ：父・母 \_\_\_\_\_ 銀行・信金・信組 \_\_\_\_\_ 支店

※このパンフレットは、令和5年5月末まで保管して、ご活用ください。

### <問合せ・郵送先>

大田区教育委員会事務局 教育総務課 私学行政担当



ホームページ

〒144-8623 大田区蒲田5-37-1  
ニッセイアロマスクエア5階  
TEL 03-5744-1619  
FAX 03-5744-1535